大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十二月十二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十二号

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令

内閣は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　大麻草研究栽培者の免許を申請する者　一万二千九百円

二　大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者　五千五百円

附　則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十三号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第二項、第三十二条第二項及び別表第一第七十八号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第一条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四十号」を「第二条第一項第四十号」に改める。

第一条の二第一項中「麻薬営業者は、法第三十二条第二項」を「法第三十二条第一項に規定する麻薬営業者等（次項において「麻薬営業者等」という。）は、同条第二項」に改め、同条第二項中「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に改める。

第十一条第一号中「大麻及び」を削る。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第二条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令

第一条中「別表第一第七十五号」を「別表第一第七十七号」に改め、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第七十号とし、第七十三号から第百六十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量）

第二条　法別表第一第七十八号ロの政令で定める量は、次の各号に掲げる物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

一　油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末　百万分中十分の量

二　水溶液　一億分中十分の量

三　前二号に掲げる物以外のもの　百万分中一分の量

本則に次の一条を加える。

（麻薬とみなして法の規定を適用する物）

第六条　法第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる物を化学的変化（代謝を除く。）により容易に法別表第一に掲げる物を生成する物に指定する。

一　六ａ・七・八・十ａ－テトラヒドロ－一－ヒドロキシ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－二－カルボン酸及びその塩類

二　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－一－ヒドロキシ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－二－カルボン酸及びその塩類